

平成27年 9月17日

災害により被災した受検生への経済的支援について

このたび、台風18号等による大雨により被災した地域の皆様に対し謹んでお見舞い申し上げます。

国立高等専門学校機構は、従来から授業料免除規則等に基づき、風水害等の被害に伴い家計が急変し、経済的な困難を抱えることとなった学生を支援してきたところですが、このたび、「災害により被災した学生の入学料・授業料等免除に係る申請手続きの簡素化等の特例について」を定め、災害救助法適用地域については手続きを簡素化するなどの新たな制度を設けました。

つきましては、受検生の居住地又は学資負担者の居住地又は勤務地が、災害救助法の適用を受けた日から1年以内であって、罹災に伴う学資負担者の死亡（行方不明を含む。以下同じ。）又は失職等により家計が急変した者、又は住居半壊（床上浸水を含む。）以上の被害を受けた者については、家計評価額によらず公的証明書等による当該事実の認定をもって入学料・授業料等の免除による経済的支援措置がありますので、出願前に以下に申し出てください。

独立行政法人国立高等専門学校機構
鈴鹿工業高等専門学校 学生課入試係
電 話 059-368-1739
FAX 059-368-1738